

訪問介護事業所すこやか友が丘 運営規程

(事業の目的)

第1条 高齢者が要介護状態又は要支援状態となった場合においても、入浴、排泄、食事の介護その他の日常生活にわたる援助を行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(指定訪問介護の運営の方針)

第2条 指定訪問介護の運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定訪問介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (2) 自らその提供する指定訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- (3) 指定訪問介護の提供に当たっては、訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。
- (4) 指定訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行う。
- (5) 指定訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- (6) 常に利用者的心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。

(指定介護予防訪問サービスの運営の方針)

第3条 指定介護予防訪問サービスの運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防訪問サービスは、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。
- (2) 指定介護予防訪問サービスの具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を指定介護予防支援事業者へ報告することとする。
- (3) 指定介護予防訪問サービスの提供にあたっては、利用者的心身の状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問介護事業所 すこやか友が丘
(2) 所在地 神戸市須磨区友が丘3丁目126

(職員の体制)

第5条 この事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤兼務)
業務の実施状況を把握し統括する。
- (2) サービス提供責任者 5名 (常勤専従 1名、常勤兼務 1名、非常勤専従 3名)
訪問介護計画の作成及び説明ならびに利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導を行うとともに、自らも訪問介護の提供に当たる。
- (3) 訪問介護員等 22名 (非常勤専従 22名)
指定訪問介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。但し、12月29日から1月3日までを除く
(2) 営業時間 午前8時45分から午後5時45分までとする。
(サービス提供時間は、午前8時から午後7時まで)
12月29日から1月3日までを除く

(サービスの内容及び利用料・その他の費用)

第7条 指定訪問介護サービスの内容は次の通りとし、訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された負担割合に応ずる。

- (1) 身体介護
- 利用者の身体に直接接觸して行う介助
 - 介助に必要な準備及び後片付け
 - 利用者が日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助や専門的な援助
 - 通院、外出介助
- (2) 生活援助
- 掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助であり、利用者が単身のため、又は家族が障害・疾病などのために、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われる。

2 指定介護予防訪問サービスの内容は次の通りとし、その提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額（月単位）とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された負担割合に応ずる。

- (1) 介護予防訪問介護（I）・・・1週に1回程度
- (2) 介護予防訪問介護（II）・・・1週に2回程度
- (3) 介護予防訪問介護（III）・・・1週に2回を超えた場合

指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。なおそのサービスが法定代理受領サービスである時は、介護報酬の告示上の額に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合に応ずる。

3 次条の通常の事業の実施地域以外の居宅において行う訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。

タクシー利用の場合は、実費負担

4 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅においてサービスを行う場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、提供するサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、神戸市須磨区とする。

（緊急時等における対応方法）

第9条 訪問介護員等は、現にサービス提供を行っている時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（虐待防止・身体拘束の禁止のための措置）

第10条 利用者の人権の擁護、虐待・身体拘束の防止等の為、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止・身体拘束の禁止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催するとともにその結果について従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止・身体拘束の禁止の為の指針の整備

（業務継続計画の策定等）

第11条 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護等の提供を継続的に実施する為、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（以下「業務継続

計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第 12 条 事業所は事業所において感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止の為の対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果についての従業者への周知
- (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止の為の指針の整備
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止の為の研修並びに感染症の予防及び蔓延の防止の為の訓練の定期的な実施。

(ハラスメントに関する事項)

第 13 条 本事業所は適切なサービス提供をする観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの(以下、ハラスメント等)により職員等の就業環境が害される事を防止する為の方針の明確化等の必要な措置を講じる。また、本事業所関係者以外のサービス利用者等からのハラスメント等についても、職場におけるハラスメント等の防止の為の雇用管理上の必要な措置を講じる。

(その他運営に関する重要事項)

第 14 条 訪問介護員等の資質の向上を図るため研修の機会を積極的に計画し参加させるものとする。

- 2 職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとし、職を辞した後もその秘密をもらしてはならない事を雇用契約の内容とする。
- 3 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から 5 年間保存しなければならない。
- 4 この規程に定める事項の他運営に関する事項は、法人と事業の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 18 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 1 月 15 日改訂。

この規程は、平成22年5月1日改訂。

この規程は、平成22年6月1日改訂。

この規程は、平成23年11月1日改訂。

この規程は、平成24年6月1日改訂。

この規程は、平成24年9月1日改訂。

この規程は、平成24年12月1日改訂。

この規程は、平成25年6月1日改訂。

この規程は、平成25年8月1日改訂。

この規程は、平成30年5月1日改訂。

この規定は、令和6年4月1日改訂。